

告示

埼玉県告示第四百三十六号

特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程の一部を改正する告示
特定非営利活動促進法の規定による閲覧に関する規程（平成十年埼玉県告示第千
四百十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第一条中「第二十九条第二項及び同法第四十四条第三項の規定による閲覧」を「第三十条及び第五十六条（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）」に改める。

第二条の見出しを「（閲覧等の時間）」に改め、同条中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第三条中「閲覧の」を「閲覧等の」に、「以下「閲覧室」を「次条及び第五条において「閲覧室等」に改める。

第四条の見出しを「（閲覧等の手続）」に改め、同条中「閲覧に」を「閲覧等に」に、「以下」を「次条及び第六条において」に、「を閲覧しよう」を「の閲覧等しよう」に、「閲覧室」を「閲覧室等」に、「閲覧請求書」を「閲覧等請求書」に改める。

第五条中「を閲覧する」を「の閲覧等をする」に、「以下「閲覧者」を「次条及び第七条において「閲覧者等」に、「閲覧室」を「閲覧室等」に改める。

第六条中「閲覧者」を「閲覧者等」に改める。

第七条の見出しを「（閲覧等の中止等）」に改め、同条中「閲覧者」を「閲覧者等」に、「閲覧を」を「閲覧等を」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。